

最近の独立行政法人改革について

○ これまでの議論の経緯

| | |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第20回行政刷新会議 (平成23年9月15日) | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>独立行政法人改革について（独立行政法人改革に関する分科会の設置）</u> ○ 規制・制度改革について ○ 行政事業レビュー等について |
| 第1回分科会 (平成23年9月21日) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 分科会の進め方について ○ 独立行政法人制度等について |
| 第2回分科会 (平成23年9月28日) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 有識者ヒアリング(吉川弘之 独立行政法人産業技術総合研究所最高顧問) ○ 制度・組織の見直しを進めていく上での基本的考え方及び論点について ○ ワーキンググループの設置について |
| 第3回分科会 (平成23年10月14日) | <ul style="list-style-type: none"> ○ ワーキンググループ中間報告 ○ 有識者ヒアリング(園田智昭 慶應義塾大学商学部教授) ○ 独立行政法人制度改革の基本的な論点について |
| 第4回分科会 (平成23年10月19日) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究・開発に関する事務・事業を行う法人に係る整理すべき点について ○ 内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)ヒアリング ○ 制度改革に関する検討 |
| 第5回分科会 (平成23年10月24日) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 有識者ヒアリング(中村祐輔 内閣官房医療イノベーション推進室長) ○ 制度改革に関する検討(目標・評価) |
| 第6回分科会 (平成23年11月1日) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本労働組合総連合会及び公務公共サービス労働組合協議会からのヒアリング ○ 制度改革に関する検討(財政規律) |
| 第7回分科会 (平成23年11月9日) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度改革に関する検討(組織規律、透明性・説明責任) |
| 第8回分科会 (平成23年11月15日) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度改革に関する検討(制度設計に係る議論の整理、事務・事業の特性に応じた類型に係る議論の整理) ○ ワーキンググループにおける検討状況について |
| 第9回分科会 (平成23年11月25日) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 提言型政策仕分けの評価結果(独立行政法人関係) ○ 制度・組織見直しに係る議論の整理 |
| 第10回分科会 (平成23年12月7日) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度・組織の見直しについて |

**独立行政法人改革における
新たな制度設計に係る議論の整理**

平成23年11月

I. 新たな法人制度の構築に向けた基本的考え方

現行の独立行政法人制度を根本から見直し、新たな法人において最適なガバナンスを構築し、より質の高いサービスを提供するための制度設計に向けた、分科会におけるこれまでの検討を踏まえ、今後の取りまとめに当たり、議論の主要な論点を整理すると、以下のとおりとなる。

- 法人の適正な業務運営を確保する組織規律の強化
- 適正かつ効率的・効果的な財政資金の使用に向けた財政規律の整備
- 実効性・中立性を確保した目標・評価の仕組みの見直し
- 国民に分かりやすく説明責任を果たす情報公開の推進

各法人の新たな制度設計にあっては、上記の4点から現行の制度を見直した上で共通して措置すべき事項を整理するとともに、法人の事務・事業の特性を踏まえ措置すべき事項について整理する。

II. 制度改正の主な内容

1. 法人の適正な業務運営を確保する組織規律の強化

(1) 適正な業務運営を確保する国の関与の強化

現行制度上、違法是正要求等にとどまっている、極めて限定された主務大臣の関与につき、政策実施の責任主体として法人の業務運営に必要な場合には、直接関与できることとする。

- ・ 緊急時における事務・事業の実施等の指示
- ・ 不適切な運営が明らかになった場合や、法人の違法行為及びそのおそれがある場合における是正命令等
- ・ 主務大臣の命令に従わなかった場合の罰則、指示に従わなかった場合における解任等の措置についても検討する。

(2) 監事機能の強化等による法人の内部ガバナンスの強化

監事の権限や責任について、その機能を強化することにより、法人の適正な業務運営を確保する。

- 監事の調査権限を整備し、監査報告の作成等に係る義務を規定するほか、監事の任期を延長する。
- 法人の業務執行の適正化を図るため、内部統制システムの構築を義務化する。また、法人の長を始め役員等の不適切な業務運営により損害が生じた場合などの役員等の責任の在り方についても検討する。

【法人の事務・事業の特性を踏まえた措置事項】

- 文化振興法人、大学連携法人について、必要な場合には有識者による審議機関を設

置し重要事項に関与する仕組みを設けることができることとする。

- 金融関係法人、資金管理法について、法人の財務状況を専門的に点検する体制の整備等を図り、内部ガバナンスを高度化する。
- 金融関係法人について、業務の特性を踏まえ、金融リスク管理に関連する業務に関し、金融庁が持つ専門性やノウハウの活用という観点から、金融庁検査がなじむ場合には導入することを検討する。
- 行政執行法人について、確実な事務・事業の執行を確保するため、法人の組織や業務全般にわたり、主務大臣が必要と認める場合には、法人に対する命令を発することができることとする。

2. 適正かつ効率的・効果的な財政資金の使用に向けた財政規律の整備

現行制度上、用途の公開が求められていない運営費交付金につき、以下のとおり、国の事前関与と事後評価を適切に組み合わせ、財政資金の効率的・効果的な使用を徹底するとともに、法人の説明責任を強化し、財政民主主義の趣旨が透徹されたものとする。

(1) 適正な財務運営のための共通ルールの策定

- 可能な限り具体化・定量化し、受益と負担の関係を考慮した自己収入の目標を的確に設定し、自己収入の増加と経営努力との関係を明らかにすることにより、目標達成に向けた経営努力を促進する。
- 本来の事務・事業の目的に沿った資金の活用を明確に義務付け、不適切な支出を防止するとともに、法人内部における不要資産の留保を防止する取組を強化する。
- 主務大臣の業務実績評価の結果を毎年度の交付金の算定に反映するなど、目標達成状況の予算配分等への反映促進のほか、監事等による法人の業務運営の適正さを担保する仕組みや会計基準等の見直しなど、他の制度改革とも連携させる。

(2) 法人の主体的な経営努力を促進する仕組みの強化

- 自己収入の増加分のうち経営努力の寄与の割合が高いものについて、一定割合は交付金の算定の際に控除しないこととする。一方、目標不達成の部分については、次期以降の交付金の算定の際に実質的に削減する措置を講ずる。
- 剰余金の処理の際に、法人の業務と交付金の対応関係を明らかにした上で、目標を上回った自己収入増加分や、交付金の節減努力による利益につき一定割合について適切に経営努力を認める仕組みとする。また、一定の合理的理由が認められる場合には、中期目標期間を超える繰り越しを認める。

(3) 説明責任と透明性の強化

- 概算要求時及び年度計画において、法人の事業別の予算の積算（見積もり）を提出するとともに、その執行実績を事業報告書に添付・公表することを法人に義務付け、業務運営の透明性を向上させる。
- また、このことにより、事業別の予算の積算と執行実績の乖離を把握し、乖離について説明責任を課すとともに、経営努力の認定や不要財産の国庫納付を容易にする。

【法人の事務・事業の特性を踏まえた措置事項】

- 文化振興法人について、民間等の資金の活用を図り、国の負担を増やさない形で事業を充実し、必要な収蔵品を機動的・効果的に購入等するための仕組み（基金）の整備を検討する。
- 行政事業法人等の裁量性が低い事業について、運営費交付金が充てられている事業の内容を精査し、補助金等に切り替えることを検討する。
- 行政執行法人について、中期目標管理から毎年度の目標管理に変更することと併せ、運営費交付金による事業については、その業務の執行に対する額について、毎年度、積算に基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰り越しを認める。その他の事業については、事業の特性に対応した制度とする。

3. 実効性・中立性を確保した目標・評価の仕組みの見直し

政策責任者たる国（主務大臣）が目標を設定するものの、評価をしないという現行の在り方を見直し、法人の政策ツールとしての役割が的確に果たされるよう、事前関与と事後評価のバランスを図りつつ、主務大臣による実効的かつ一貫性のある目標・評価の仕組みを構築する。

また、新しい中立・公平な第三者機関による点検等と行政評価・監視や行政事業レビューなど既存の仕組みを効果的に組み合わせ、主務大臣の適正な対応を確保する仕組みとする。

(1) 評価主体の見直しや実効性の確保等

- 法人の中期目標期間の業務実績の評価主体について、政策の一貫性を確保するため、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会から主務大臣に変更する。
- 主務大臣が評価結果に基づき、中期目標の達成を目指す観点から法人に所要の指示を行うなど、実効性のある評価のサイクルとする。
- 目標設定の明確性・客観性や、評価の評語（S A B C等）や基準について府省横断的に統一性を持たせるなど、主務大臣が行う目標・評価の実効性を上げるためのガイドラインの整備等の取組を行う。

(2) 中立性・公正性を確保する仕組みの整備

- 評価主体の変更と併せ、評価の中立性確保と恣意性を排除するための仕組みを整備することとし、第三者機関を、中立性・公正性が確保できる制度所管府省に設置する。第三者機関は、目標設定、中期目標期間の業務実績評価等について、中立性・公正性の観点から、主務大臣の対応を点検する。
- 評価結果については、第三者機関による点検を行うほか、行政評価・監視や行政事業レビュー等の手法について、評価事務の効率性にも配慮しつつ、各々の趣旨・目的を勘案してそれぞれの長所を適切に組み合わせ、効果的に実施する。

(3) 中期目標管理のサイクルの見直し

- 中期目標期間の評価結果について、次期中期目標の策定や法人の組織・業務の見直しに適切に反映できるよう、中期目標期間の終了時までには、評価及びそれに基づ

く措置が可能となるスケジュールとする。

(4) 法人の存続の必要性の検証

○政策責任者である主務大臣が、中期目標期間の終了時まで、法人の存廃等の必要性について検討し、必要な措置をとる。

○主務大臣の判断の適切性を確保するために、第三者による一定の関与の仕組みを設ける。

【法人の事務・事業の特性を踏まえた措置事項】

○法人の目標設定に際し、事務・事業の特性に即したものとなるよう、府省横断的なガイドラインを作成する（例：国際関係法人における海外事務所の扱いや海外事業の実施状況、人材育成法人における関連する職種への卒業生の就職率に係る数値目標等）。

○研究開発法人について、

・学術研究面における目標設定・評価の双方に資するため、主務大臣の下に、学識経験者から構成される専門の学術評価委員会を設置することとし、当該委員会の委員の任命に当たって制度所管府省に協議する等、適切性を確保する（その際、評価に当たっては、国際的な動向も踏まえた共通の運用を図るとともに、業務・財務効率性の観点も含めた点検については、他の法人の対応と同様とする）。

・不適切な支出をより確実に抑止するため、支出の内部チェックの取組の強化や、大規模事業の実施状況の透明性の向上等を図る。

・科学技術・イノベーション政策を国家戦略として位置付け、その推進の司令塔機能を担う「科学技術・イノベーション戦略本部（仮称）」との関係を整理し、研究開発法人が効果的に機能する仕組みとすることが必要である。

○行政事業法人について、その業務内容を踏まえ、中期目標管理を採用し、業務・財務の改善に重点を置いた目標・評価とした上で、毎年度業務内容をチェックする等の仕組みを整備する。

○行政執行法人について、その業務内容を踏まえ、毎年度、主務大臣が目標の達成状況についての評価を行う。その際、中期的な管理が適切と考えられる設備費・人件費等の業務効率性については、一定の期間ごとに第三者機関において、主務大臣の評価につき中立的・客観的な点検を行う仕組みとする。

4. 国民に分かりやすく説明責任を果たす情報公開の推進

法人の組織・業務運営の状況に関する情報について、国民に対し、より積極的にかつ分かりやすく提供する取組を強化することとし、併せて、契約・調達等の透明性向上や会計基準の見直し等を行う。

(1) 情報公開等の推進

○法人の組織・業務運営の状況（法人の部門別職員数等）、契約内容（法人OBの再就職先との取引状況等）、財務状況（交付金の使途や資産保有状況等）などについて、情報公開の内容を拡大する。また、法人の業務運営状況等について、国民向け説明会を開催することとし、詳細については更に検討する。

○随意契約、一者応札等の見直しや契約・調達手法の多様化等、契約・調達の適正化を進める取組を促進するとともに、関係法人との委託契約の透明性を高め、多額の不要額が認められる場合には適切に返納させる取組を強化する。

(2) 会計基準等の見直し

○法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業別に区分された情報を充実することにより、事業と財源の対応関係を明らかにするとともに、原則として業務達成基準を採用することなどの見直しを行うこととし、詳細について更に検討する。

【法人の事務・事業の特性を踏まえた措置事項】

○法人の契約・調達については、競争性、透明性、公正性、効率性等を確保しつつ、研究開発法人等について、事務・事業の特性、調達する財・サービスの性質等を考慮した基準やルールの構築について更に検討を行う。

○行政執行法人について、単年度の財政措置とすることに伴い、交付金の会計上の取扱い等について、会計基準の見直しの検討を進める。